

定期預金共通規定

1. (適用)

- (1) この定期預金共通規定は、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金、定額複利預金（それぞれ自動継続型の定期預金を含みます。以下これらを「この預金」という。）に適用します。
- (2) 通帳による預け入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

2. (取扱店の範囲)

期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預け入れは一口100円以上（ただし、中間利息定期預金の預け入れを除きます。）、自由金利型定期預金および定額複利預金の預け入れは当金庫所定の金額以上とし、これらの預け入れ、解約または書替継続は本店のみで取り扱います。ただし、当金庫所定の条件に合致する場合は、本店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れ、解約または書替継続ができます。

3. (証券類の受け入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、次のとおり取り扱い、受入店で返却します。
 - ① 通帳によるものは、通帳の当該受け入れの記載を取り消したうえ、返却します。
 - ② 証書によるものは、証書と引き換えに返却します。

4. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第6条第6項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。

5. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前（定額複利預金の場合は預入日または継続日の6か月後の応当日前）の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、それぞれ次のとおり取り扱います。
 - ① 通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出するか、その他当金庫所定の手続きをしてください。
 - ② 証書によるものは、証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して提出するか、その他当金庫所定の手続きをしてください。
 - ③ 証書によるものであっても、当金庫が認めたときには、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの証書とともに提出することにより、第2号に定める記名

定期預金共通規定

押印を省略することができます。

- (3) 期日指定定期預金および定額複利預金の場合、この預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳、または証書とともに提出してください。
- (4) 前2項の解約または書替継続の手續きに加え、当該預金の解約または書替継続の手續きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續きを行いません。
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (6) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明ないしはその疑いが生じた場合
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団準構成員
 - エ. 暴力団関係企業
 - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - カ. その他本号アからオに準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる場合
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 当金庫との取引またはこれに付随する他取引に関して、脅迫的な言動、大声をあげる等の示威行為、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - オ. その他本号アからエに準ずる行為
 - カ. 当金庫の顧客に対する本号アからオに相当する顕著な行為
- (7) 前2項によりこの預金が解約された場合、通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に、届け出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出し、証書によるものは証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (8) 第5項および第6項に該当しない場合であっても、当金庫のシステム変更等により契約の継続が困難となるやむを得ない事情がある場合は、当金庫は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。その場合は、次の手續きによるものとします。

定期預金共通規定

- ① 当金庫は預金者に対し、契約の継続が困難となる事由について、届け出の氏名、住所にあてて事前に通知します。
- ② 当金庫が定める期日までに所定の解約手続きがない場合は、当金庫にてこの預金を解約します。この場合、預入日から解約日の前日までの利息は、約定利率（通帳または証書記載の利率）によって計算します。ただし、すでに満期日が到来している場合は、満期日以降の利息は解約日における普通預金の利率によって計算します。
- ③ 前号にて解約した預金の残高および利息については、この預金の取引店と同一店舗において、預金者の普通預金または貯蓄預金取引がある場合、当該口座に入金するか、当金庫所定の方法にて預かります。
- ④ 解約した預金を前号に定める当金庫所定の方法にて預かる場合、払い戻しについては、証書によるものは証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して当店に提出し、通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。この場合、解約日以降の利息は、払戻日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

7. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) この通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届け出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) この通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳、証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳、証書を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (5) 届け出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (印鑑照合等)

- (1) 払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項に定める押印は、定期預金の取引店と同一店舗において開設している普通預金または貯蓄預金キャッシュカード暗証番号の入力によってこれに替えることができます。この場合、暗証番号の一致をもって本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届けその他の書類についても同様の取り扱いとします。
- (3) 第1項に定める押印は、当金庫が認めたときには、本人の署名によってこれに替えることができます。この場合、本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による申し出に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、払戻請求書以外の諸届けその他の書類についても同様の取り扱いとします。
- (4) 預金者（個人のお客さまに限ります。）は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しの額に相当する金額について、第12条により補てんを請求することができます。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳・証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

定期預金共通規定

10. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに、証書は受取欄に届出印を押印して、通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。

当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (盗難通帳・証書を用いた解約または書替継続による払い戻し等)

- (1) 盗取された通帳または証書（以下本条において「通帳等」という。）を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻し（以下、本条において「当該払い戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者（個人のお客さまに限ります。以下、本

定期預金共通規定

条において同じ。)は当金庫に対して当該払い戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳等の盗難に気付いてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を第 8 条第 1 項ないし第 3 項にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除きます。）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な解約または書替継続による払い戻しが最初に行われた日）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

- ① 当該払い戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - ア. 当該払い戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - イ. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - ウ. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払い戻しを行っている場合には、この払い戻しを行った額の限度において、第 1 項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払い戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当金庫が第 2 項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

- (7) 当金庫が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等を用いて不正な解約または書替継続による払い戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13. (休眠預金等活用法にかかる最終異動日等)

- (1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日

定期預金共通規定

- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - ア. 一部引き出しにより預金額に異動があったこと
 - イ. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - ③ 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと 当該支払停止が解除された日
 - ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続きが終了した日
 - ⑤ 定期性総合口座の場合における他の定期預金、定期積金または普通預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合 他の定期預金、定期積金または普通預金にかかる最終異動日等

14.（休眠預金等代替金に関する取り扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金にかかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
 - ② この預金にかかる休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと。
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - ② 前項に基づく取り扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

15.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があ

定期預金共通規定

ると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

なお、第 12 条にいう預金者の重大な過失または過失となりうるのは、次のような場合が考えられます。

1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) 預金者が他人に通帳または証書（以下「通帳等」という。）を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届けを渡した場合
- (3) その他預金者に (1) および (2) の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※ 上記 (1) および (2) については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 通帳等を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届けを通帳等とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳等とともに保管していた場合
- (4) その他本人に (1) から (3) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上